

日野中央高等特別支援学校 卒業生のみなさんへ

労働契約法が改正され、平成 25 年 4 月以降、労働契約が同一の職場で 5 年を超えて更新された場合、労働者の申し込みにより期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されることになっています。これには、労働者が申し込みを行う必要があります。

（申し込みは口頭でも法律上有効ですが、できるだけ書面で申し込む事をお勧めします。）

なお、無期転換ルールについては、厚生労働省の HP で詳しく紹介されておりますのでご確認ください。また、申し込み書の書式は、同 HP からダウンロードする事ができます。

<注意事項>

- ・申し込みは労働者の権利であり、本人の自由です。
- ・申し込みをする事で使用者が承諾したこととみなされ、無期労働契約が成立します。
- ・無期転換されるのは、申し込み時の有期労働契約が終了する翌日からです。
- ・労働条件は別段の定めがない限り直前の有期労働契約と同一になります。

横浜市立日野中央高等特別支援学校 進路支援部

無期転換その他のトラブルや相談は厚生労働省総合労働相談コーナーへ。

総合労働相談コーナー 045-211-7358

（無料・予約不要・秘密厳守ですので安心してご相談ください。）